



がん検診・各種健診を受けましょう！

本市における死亡要因は、悪性新生物(がん)が最も多く、心疾患、脳血管疾患(脳卒中)の順に続いており、死亡要因の約5割を占めています。どの病気も生活習慣と深く関連している病気です。

普段の小さな心掛けが予防につながります。各種がん検診などで自分のからだの状態を確かめ、生活習慣病予防に役立てましょう。

申し込みが必要な各種がん検診(平成23年度)

検診名	対象	料金(予定)	実施時期(予定)
胃がん検診	40歳以上の男女	集団検診 750円	5～8月
大腸がん検診	40歳以上の男女	集団検診 550円	5～8月
子宮がん検診	20歳以上の女性	病院検診 1,300円	6～11月
		集団検診 650円	6～9月
乳がん検診	30歳以上の女性	集団検診 2,100円(30・40歳代)	6～9月
		1,050円(50歳以上)	12月
腹部超音波検診	40・45・50・55・60・65・70歳の男女	集団検診 850円	5～8月
骨粗しょう症検診	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性	集団検診 600円	5～8月
	60・65・70歳の男性		10月
歯周疾患健診	40・50・60・70歳の男女	集団健診 無料	5～9月

*ここでの年齢は、平成23年4月2日～平成24年4月1日までに達する年齢のことです。

申し込みについて

平成23年度にがん検診などを受診するには、申し込みが必要です。2月初旬ごろに各世帯に送付される「がん検診等申込票」に記入の上、**2月28日(月)までに市民健康課、各支所市民生活課または各地区コミュニティセンターにお申し込みください。**

検診の申し込みから結果通知までの流れ

① 2月初旬ごろに申込票が各世帯に届きます。

② 2月28日(月)までに申込票を提出してください。

③ 検診前に受診票が届きます。

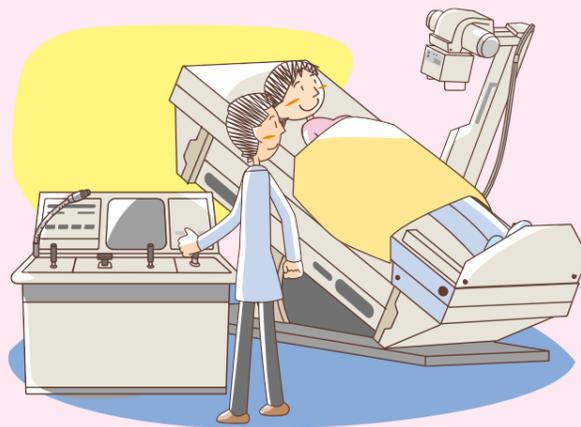
④ 受診票を持って検診にお越しください。

⑤ 1～2カ月後に検診結果をお知らせします。

* 前立腺がん検診、肺がん検診、結核検診は、対象の方全員に通知しますので、申し込みは不要です。

* 肝炎ウイルス検診は、検診前に広報紙でお知らせします。

* 地域によって検診方式や実施時期が異なりますが、市内のどの地域でも受診できます。



問合せ

本庁市民健康課健康指導南部グループ (川内保健センター内)	☎(22)8811	祁答院支所市民生活課健康福祉グループ	☎(55)1111
樋脇支所市民生活課健康福祉グループ	☎(37)3111	里支所市民生活課健康福祉グループ	☎(3)2311
入来支所市民生活課健康福祉グループ	☎(44)3111	上甕支所市民生活課健康福祉グループ	☎(2)0391
東郷支所市民生活課健康福祉グループ	☎(42)1111	下甕支所市民生活課健康福祉グループ	☎(7)0380
		鹿島支所市民生活課市民福祉グループ	☎(4)2211

本年4月から水道料金などを統一します

●上水道事業および供給条件を統一します

上水道事業のより効率的な事業運営を図るため、本年4月に本土地域の4上水道事業(川内・樋脇・入来・東郷)を1上水道事業に統合します。これに併せて、合併後旧市町村の料金体系のまま、地域間の料金格差が続いている簡易水道を含む市内全域の水道料金、給水負担金、水道検針などの供給条件を統一します。

●統一で何が変わるの？

上水道・簡易水道事業の検針業務や収納業務は、毎月検針から偶数月のみの隔月検針・隔月のお支払いに変更になります。(川内地域の上水道区域は今までと変更ありません。下水道料金[入来・祁答院・甕地域]についても、水道料金の検針変更に伴い、毎月から隔月のお支払いに変更になります。)

料金統一により、水道料金が増額となる場合は段階的な緩和措置を行います。平成23年度は現行料金と比較して増額となる差額の4分の3を減額します。平成24年度は4分の2を減額、平成25年度は4分の1を減額し、平成26年度から緩和措置がなくなります。

平成23年6月水道料金(4月および5月の2カ月分)の検針およびお支払いの例を示します。

(各地域の上水道、簡易水道も同様の計算方法になります。)

計算例 水道料金(2カ月分)*平成23年度は増額となる料金差額の4分の3を減額します。(緩和措置)

川内地域水道料金 使用水量:35m³(2カ月分)

メーター口径:13mm

(4月および5月の2カ月分の水道料金)

現行料金(A)		改定料金(B)	
基本料金	600円×2カ月分=1,200円	基本料金	600円×2カ月分=1,200円
従量料金		従量料金	
1～20m ³	60円×20m ³ =1,200円	1～20m ³	65円×20m ³ =1,300円
21～40m ³	100円×15m ³ =1,500円	21～40m ³	110円×15m ³ =1,650円
計	3,900円	計(緩和措置前の金額)	4,150円

緩和措置の計算

4,150円(改定料金(B)) - 3,900円(現行料金(A)) = 250円(料金差額分)

250円(料金差額分) × 3/4 = 188円(減額分) (1円未満切上)

4,150円(改定料金(B)) - 188円(減額分) = 3,962円(緩和措置後の金額)

平成23年6月は3,960円(10円未満切捨)のお支払い額となります。

* 改定後の水道料金が安くなる場合は、安い方の金額がお支払い額となります。



新料金表(2カ月の水道料金)は下記のとおりです。

(消費税込)

種別	種類	基本料金		従量料金	
		口径(mm)	料金(円)	水量	料金(円)
専用給水装置 共用給水装置	一般用	13	600×2=1,200	20m ³ までの分 1m ³ について	65
		20	1,200×2=2,400	20m ³ を超え40m ³ までの分 1m ³ について	110
		25	1,800×2=3,600		
		30	2,600×2=5,200	40m ³ を超え60m ³ までの分 1m ³ について	150
		40	4,600×2=9,200		
		50	7,900×2=15,800		
		75	17,800×2=35,600	60m ³ を超える分 1m ³ について	180
	100	31,400×2=62,800			
	臨時用	一般用と同じ		1m ³ について	380
	船舶用	-		1m ³ について	200
	私設消火栓	演習用1個1回(5分)について(5分未満切り捨て)			1,190

◎基本料金+従量料金=水道料金(10円未満の端数は切り捨てになります。)

◎今回の改正では、使用する水道メーターの口径で料金を決める口径別料金に統一します。営業用、公衆浴場用などの用途別水道料金は廃止します。

●給水負担金も統一します

本市に居を構え水道を新しく引かれるお客さまに負担してもらう給水負担金は、現在、川内・東郷・祁答院地域のみで制度です。金額も統一されていないため、本年4月から給水負担金についても全市統一します。給水負担金は次のとおりです。

メーターの口径	給水負担金(円)	メーターの口径	給水負担金(円)
13mm	60,000	50mm	1,700,000
20mm	150,000	75mm	3,800,000
25mm	250,000	100mm	7,200,000
40mm	830,000		

【問合せ】=水道局水道管理課(東郷支所内) ☎(42)2310